

相続用の残高証明書発行における必要書類のご案内

1. 共通書類

- (1) 被相続人様の除籍記載のある戸籍謄本等
 - ※ 亡くなったことが確認できる公的書類
- (2) ご依頼人の本人確認書類
- (3) 該当のある場合にご用意いただく書類
 - 相続人に未成年の方がおり、特別代理人様が依頼される場合
 - 「特別代理人選任審判書謄本」(家庭裁判所) および特別代理人様のご実印、「印鑑登録証明書」
 - 海外居住者・外国籍の相続人様が依頼される場合
 - 「サイン証明書」「在留証明書」「署名証明書」のいずれか
 - 成年後見制度利用中の相続人がおり、成年後見人様(保佐人様、補助人様を含みます)が依頼される場合
 - 「登記事項証明書」および成年後見人様のご実印、「印鑑登録証明書」
 - 行方不明の相続人がおり、不在者財産管理人様が依頼される場合
 - 「不在者財産管理人選任審判書謄本」「財産目録」等(家庭裁判所) および不在者財産管理人様のご実印(※)、「印鑑登録証明書(※)」
 - ※ 土業の方は、職印、「職印証明書」をご用意ください。

2. 相続人様からのご依頼

- (1) 相続人であることが確認できる戸籍謄本等
- (2) お届出印(相続人様が当金庫お取引先の場合のみ)
- (3) ご実印(※)
- (4) 「印鑑登録証明書」(※)
 - ※ 当金庫お取引先でない場合、又は当金庫お取引先であるもお届出印がない場合に必要になります。

3. 遺言執行者様からのご依頼

- (1) 「遺言書」
- (2) 「遺言書検認調書謄本」(家庭裁判所)(※)
- (3) 「遺言書情報証明書」(法務局)(※)
- (4) 「遺言執行者選任審判書謄本」(家庭裁判所)(※)
- (5) 遺言執行者様のご実印
- (6) 遺言執行者様の「印鑑登録証明書」
 - ※ 該当がある場合のみをご用意ください。

4. 相続人より委任された代理人様からのご依頼

- (1) 「委任状」
- (2) ご実印(※)
- (3) 代理人様の「印鑑登録証明書」(※)
 - ※ 土業の方は、職印、「職印証明書」をご用意ください。

上記に記載がない場合は、お取引店までお問い合わせください。